

第 2 回都市計画制度小委員会参考資料

平成 2 1 年 8 月 2 1 日

現行制度の都市計画の決定主体と調整

【都市計画の決定権限】

都市計画決定のうち、

約80%(H19)

を市町村が決定。

【基本的認識】

都市計画は「まちづくりの現場」に最も近い市町村が中心的な主体たるべき。

都市計画決定のうち、

約20%(H19)

を都道府県が決定。

【基本的認識】

線引き等、市町村の区域を超える影響を持つ広域的・根幹的な計画に限り都道府県が決定

国が行う都市計画決定は、**0%**。

市町村

都道府県

国

【都市計画の調整の観点】

約80%(※) (H19)

市町村が都市計画決定を行う際に、

- ・一の市町村の区域を超える広域の観点
- ・都道府県の都市計画と適合を図る観点

から市町村と調整を実施。

約40%(※) (H19)

都道府県が都市計画決定を行う際に、

- ・国の利害に関わりがあるものに限り、
- ・国の利害との調整の行う観点から

都道府県と調整を実施。

※ 軽易な変更として同意付き協議が不要なものを含む決定・変更件数に対する割合

都市計画の分権化の効果

(平成19年度実績に基づく試算)

●例えば、三大都市圏等の用途地域の決定権限を都道府県から市町村に移譲した場合、市町村が決定する用途地域は以下の通り大幅に拡大。

【市町村が決定する用途地域】

(現行)

約165件(76%)

約134万ha(72%)

(変更後)

約220件(100%)

約185万ha(100%)

(注)カッコ内の数字は全国で決定、変更される件数に対するおおよその割合

●例えば、特定区域(三大都市圏等大都市部)における都市計画に対する大臣の同意付き協議を廃止した場合、国の関与は以下の通り大幅に縮減。

【国の同意付き協議の対象】

(現行)

特定区域における都市計画

約300件 (20%)

国の利害に重大な関係のある都市計画

約300件 (20%)

(変更後)

特定区域における都市計画

同意付き協議を廃止

国の利害に重大な関係のある都市計画

約300件 (20%)

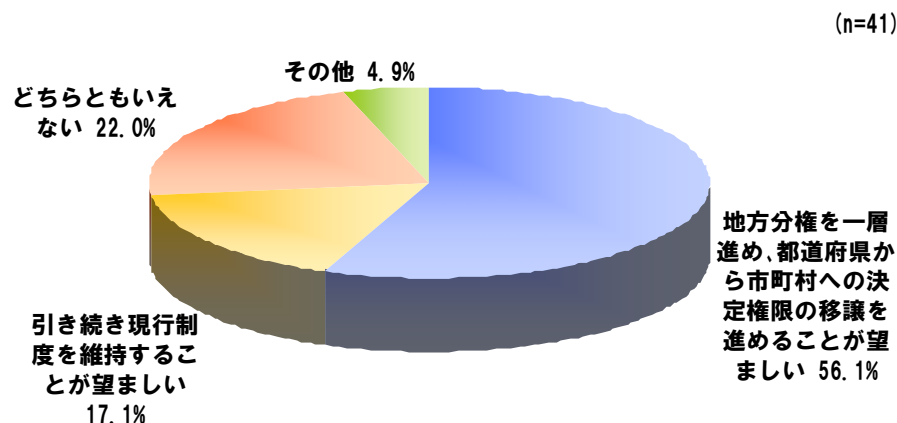
40% ⇨ 20%

(注)カッコ内の数字は軽易な変更として国の同意付き協議不要のものも含む決定、変更件数全体に対するおおよその割合 2

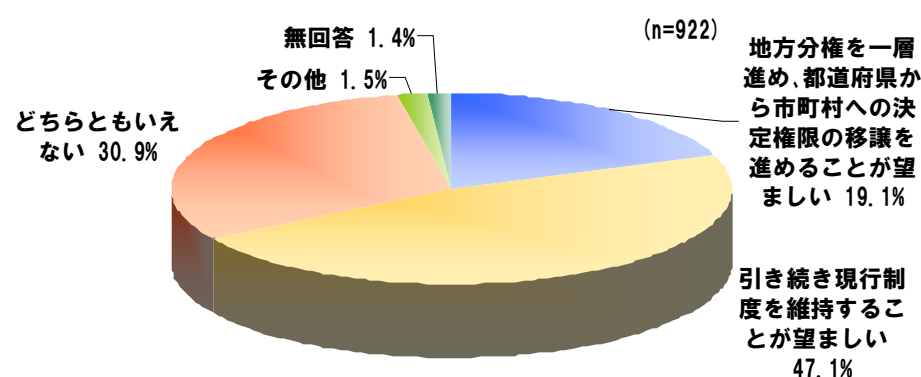
都市計画決定権限に関する地方公共団体アンケート(取り纏め中)(※)

- 都道府県は、「地方分権を一層進め、都道府県から市町村への決定権限の移譲を進めることが望ましい」との回答が過半数(56.1%)となっている。
- 一方、市区町村では、「引き続き現行制度を維持することが望ましい」との回答が約半数(47.1%)を占めている。

・都道府県



・市区町村



【同意付き協議を残した上で、市町村へ権限を移譲することが望ましいとの都道府県の回答が多かった都市計画の例】

- ・三大都市圏等の用途地域
- ・4車線以上の市町村道等
- ・面積10ha以上の公園・緑地・広場
- ・面積50ha超の土地区画整理事業
- ・面積3ha超の市街地再開発事業 等

最近の地方分権の動きについて

平成20年6月20日 地方分権改革推進本部「地方分権改革推進要綱」の主な内容

都市計画制度の抜本的な見直しに当たっては、国の利害や都道府県による広域の見地からの調整に留意しつつ、地域の実情に通じた基礎自治体が自らの責任と判断で都市計画決定を行うとの観点から、三大都市圏等の都市計画に関する都道府県の国への協議・同意を始めとする各種の国への協議・同意の廃止・縮小、都道府県から市町村への権限移譲等を進める方向で検討を行い、平成21年度を目途に実施する。

平成20年5月28日 地方分権改革推進委員会「第一次勧告」の主な内容

【都市計画決定】

<決定権限について>

○現在都道府県が決定している都市計画は、三大都市圏等か否かに関わらず、以下の①～⑧を除き

・市の区域については、「市」に移譲すべき。

(指定都市の区域については、①マスタープラン、②区域区分、③都市再開発方針等及び⑤のうち一般国道等についても、「指定都市」に移譲すべき。)

・町村の区域については、引き続き都道府県決定。

- ・①マスタープラン、②区域区分、③都市再開発方針等
- ・④国の責任で行う広域的な政策に係る地域地区（例 都市再生特別地区、歴史的風土保存地区 等）
- ・⑤国が設置する又は国の責任で行う広域的な政策に係る都市施設（例 一般国道、第1種空港、1級河川、一団地の官公庁施設 等）
- ・⑥都道府県の責任で行う広域的な政策に係る地域地区（例 流通業務地区、航空機騒音障害防止地区 等）
- ・⑦都道府県が設置する又は都道府県の責任で行う広域的な政策に係る都市施設（例 都道府県道、第2種・第3種空港、2級河川 等）
- ・⑧大規模な市街地開発事業（例 面積50ha超の土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、面積3ha超の市街地再開発事業 等）

<協議・同意について>

○都道府県から国への協議は、三大都市圏等か否かに関わらず、上記の①のうち区域区分の方針に関する部分、④及び⑤を除き、同意を不要とすべき。

○市から都道府県への協議は、同意を不要とすべき。

(指定都市については、国への協議についても、三大都市圏等か否かに関わらず、上記の①のうち区域区分の方針に関する部分、④及び⑤のうち一般国道、高速自動車国道、都市高速鉄道、一団地の官公庁施設を除き、同意を不要とすべき。)

○町村から都道府県への協議・同意は、引き続き必要。

【その他】

○開発許可、都市計画施設又は市街地開発事業の区域内における建築の許可(53条許可)・・・市の事務とすべき

○市・特許事業者施行の都市計画事業の認可・・・都市計画決定権者の事務とすべき

等